平成２６年（フ）第７２号
富山市羽根1243番地９
債務者　和田　睦子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　貞義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８３号
富山市小泉町566番地　小泉荘１号室、住民票上の住所富山市太郎丸本町２丁目４番地19グランカメリア101号
債務者　栃谷　惠子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５１号
岐阜県多治見市北丘町８丁目１番地の449
債務者　今川　輝夫
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１６３号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3240番地
債務者　生田一級建築設計室こと　生田　孝文
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１７７号
愛知県岡崎市舞木町字小井沢９番地２　愛恵園
債務者　延命　史浩
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
愛知県岡崎市樫山町字中原21番地４
債務者　横井富美子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
奈良県磯城郡田原本町大字千代176番地の１403、前住所奈良県桜井市大字川合231番地の20
債務者　西尾　　将
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
奈良県橿原市膳夫町467番地の１
債務者　八木　尚子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
奈良県葛城市寺口1689番地１、前住所奈良県大和高田市東中２丁目６番10号
債務者　成年被後見人　森　　洋輔
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第４９４号
埼玉県川口市大字石神1255番地の15　榎原道男方、旧住所埼玉県草加市八幡町1015番地13
債務者　稲葉　紀子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５７１号
埼玉県飯能市大字岩沢85番地12
債務者　加部　包子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５９９号
さいたま市桜区田島６丁目１番１―502号
債務者　松田　茂美
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１００号
千葉県成田市吾妻２丁目１番地１　５棟109号
債務者　柳澤　知子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１９７号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目736番地の７
債務者　伊丹　　博
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１１９号
岡山県倉敷市水島南幸町３番65号　アップルハウス水島207号
債務者　池田亜由美
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
岡山県倉敷市福島549番地１　３号
債務者　貝原　龍昇（旧姓秋田・小林）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
岡山県倉敷市藤戸町藤戸609番地
債務者　山本　春奈
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係